

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

告 示

○鳥獣保護区の指定のための公聴会（二八五・自然保護課）…	1
○鳥獣保護区特別保護地区の指定のための公聴会（二八六・自然保護課）…	1
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表（二八七・河川砂防課）…	1
選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支に関する報告書（二〇一）…	1
公安委員会告示	
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施（六二・生活環境課）…	5

告 示

秋田県告示第二百八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 日時 平成二十一年七月十六日午前十時
- 二 場所 由利本荘市水林三百六十六番地 由利地域振興局第二会議室
- 三 案件 親川鳥獣保護区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課
（〇一八—八六〇—一六二三）

秋田県告示第二百八十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年六月十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 日時 平成二十一年七月十三日午後一時
- 二 場所 鹿角市花輪字六月田一番地 鹿角地域振興局 大会議室
- 三 案件 八幡平鳥獣保護区八幡平特別保護地区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課
（〇一八—八六〇—一六二三）
- 二 日時 平成二十一年七月十五日午前十時
- 二 場所 大仙市大曲上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局 第一会議室
- 三 案件 八幡平鳥獣保護区八幡平特別保護地区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課
（〇一八—八六〇—一六二三）
- 三 日時 平成二十一年七月十五日午前十一時
- 二 場所 大仙市大曲上栄町十三番地六十二 仙北地域振興局 第一会議室
- 三 案件 薬師嶽鳥獣保護区薬師嶽特別保護地区の指定について
- 四 公聴会開催に関する問い合わせ先
秋田市山王四丁目一番一号 生活環境文化部自然保護課
（〇一八—八六〇—一六二三）

秋田県告示第二百八十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成二十一年六月十六日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 浸水想定区域を指定した河川の名称

一級河川 藤琴川

- 二 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、山本地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。）

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年六月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

- 1 種類 平成20年7月1日から平成21年5月31日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書
- 2 報告書の提出（平成19年分）

支 出 項 目 別 金 額 の 内 訳																
経 常 経 費					政 治 活 動 費										合 計	
人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組織活動費	選挙関係費	機関誌の発行その他の事業費				調 査 研 究 費	寄 附 金	そ の 他 の 経 費	計	円	うち交付 金 支 出
							機 関 誌 の 発 行 事 業	宣 伝 事 業	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	そ の 他 の 事 業						
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
100,000			1,365	101,365	529,382							166,000		695,382	796,747	166,000
				0										0	0	
		72,172	355,000	427,172			1,481,828							1,481,828	1,909,000	
				0										0	0	
				0										0	0	
				0										0	0	
				0	15,500			139,650						155,150	155,150	
				0										0	0	
				0										0	0	
				0										0	0	
				0										0	0	
			12,000	12,000										0	12,000	

1. その他の政治団体

政治団体の名称	報告 年月日	収入・支出の総額		前年からの 繰越額	翌年への 繰越額	収入項目別金額の内訳							事業収入	借入金	交付金収入	その他の 収入	本年の 収入額	
		収入総額	支出総額			党費・会費		寄附				小計 (うちあつ せんによる もの)						政党匿名 寄附
						金額	員数	個人 (うち特定 寄附)	法人・その 他の団体	政治団体								
赤川堅一郎後援会	H20. 9. 8	円 0	円 0	円 0	円 0	円	人	円	円	円		円 0	円	円	円	円	円 0	
秋田県農協政治連盟秋田 おぼこ支部	H20. 10. 7	797,508	796,747	48,442	761	166,000	166					0			83,000	500,066	749,066	
小杉良一後援会	H21. 3. 31	185,000	0	185,000	185,000							0					0	
佐々木三知夫後援会	H20. 8. 22	1,909,000	1,909,000	0	0			1,909,000				1,909,000					1,909,000	
佐藤邦夫馬川地区後援会	H21. 3. 23	0	0	0	0							0					0	
高橋和子後援会	H20. 7. 14	0	0	0	0							0					0	
竹原弘治後援会	H20. 7. 16	0	0	0	0							0					0	
田村秀雄後援会	H20. 9. 1	161,650	155,150	6,500	6,500			155,150				155,150					155,150	
戸田久一後援会	H20. 9. 1	0	0	0	0							0					0	
松橋隆後援会	H20. 7. 28	45,171	0	45,171	45,171							0					0	
三浦晃後援会	H21. 3. 24	59,731	0	59,731	59,731							0					0	
三沢定幸を育てる会	H21. 3. 5	0	0	0	0							0					0	
由利昌司を上げます会	H20. 7. 15	12,000	12,000	0	0	12,000	24					0					12,000	

(1) その他の政治団体

ア 寄附の内訳（同一の者からの寄附で年間5万円を超えたもの）

寄附を受けた政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額（円）	住所・所在地
佐々木三知夫後援会	個人	佐々木三知夫	1,000,000	由利本荘市
田村秀雄後援会	個人	田村スエ	155,150	大館市

イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

政治団体の名称	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（円）
秋田県農協政治連盟秋田おばこ支部	秋田県農協政治連盟	83,000

ウ その他収入の内訳（1件10万以上のもの）

政治団体の名称	摘 要	金額（円）
秋田県農協政治連盟秋田おばこ支部	事業委託料	500,000

公安委員会告示		
秋田県公安委員会告示第62号 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。 平成21年6月16日 秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦 1 実施年月日 平成21年7月23日（木） 午前9時から午後4時30分まで 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。 4 受講定員 40人 5 受講申込みに必要な書類 (1) 受講申込書 2通 (2) 写真 2枚 写真は、受講申込書を提出する前6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。 なお、郵送による申込みは、受け付けない。 6 受講申込み等 (1) 申込用紙の交付 各受付場所において交付する。 (2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成21年6月16日（火）から同年7月16日（木）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。 (3) 受付場所 住所地在管轄する県内の各警察署 7 講習手数料 6,800円 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。	8 その他 (1) 講習終了後検査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。 (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018-863-1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。	

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

発行者 秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-8766
E-mail matsubara@matsubara-satsuo.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄